

船舶事故調査報告書

令和3年10月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和3年4月3日 05時56分ごろ
発生場所	岡山県倉敷市 ^{かみみず} 上水島北西方沖 水島港西1号防波堤灯台から真方位263° 1.6海里付近 (概位 北緯34° 27.9′ 東経133° 42.1′)
事故の概要	貨物船 ^{タイドゥ スター} TAYDO STARは、北北西進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和3年4月6日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	貨物船 TAYDO STAR（ベトナム社会主義共和国籍）、4,086トン 9409687（IMO番号）、Mekong Shipping Joint-Stock Company
乗組員等に関する情報	船長（ベトナム社会主義共和国籍）、船長免状（ベトナム社会主義共和国発給）
負傷者	なし
損傷	船底部に擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 4、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期、潮高 210cm（水島） 日出時刻：05時49分
事故の経過	<p>本船は、船長ほか19人（全員ベトナム社会主義共和国籍）が乗り組み、レーダー及びGPSプロッターを作動させ、船長が航海士と共に船橋当直に当たり、約6.7ノットの対地速力で手動操舵により、水島港の掘下げ水路（以下「本件水路」という。）を航行していた。</p> <p>船長は、転針予定場所付近に達したので右転し、本件水路の右側（東側）を北北西進していたところ、上水島北西方沖の浅所（以下「本件浅所」という。）に乗り揚げた。</p> <p>船長は、海上保安庁に本事故発生の通報を行った。</p> <p>本船の喫水は、船首約6.10m、船尾約6.50mであった。</p> <p>船長は、事前に海図W1127B（水島港西部）により水路調査を行っており、本件浅所を知っていた。</p> <p>船長は、本事故当時、目視により水島港高梁川第1号灯浮標（以下「本件灯浮標」という。）の見え具合を確認しながら航行しており、本件水路の東端付近を航行しているとは思っていなかったため、GPSプロッター及びレーダーにより船位を確認していなかった。</p>
分析	本船は、本件水路を北北西進中、船長が、本件灯浮標の見え具合を確認しながら目視のみで航行したことから、本件浅所に向かう状況になったことに気付かず、本件浅所に乗り揚げたものと推定される。

原因	本事故は、本船が本件水路を北北西進中、船長が、本件灯浮標の見え具合を確認しながら目視のみで航行したため、本件浅所に向かう状況になったことに気付かず、本件浅所に乗り揚げたものと推定される。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 船橋当直者は、幅の狭い水路を航行中、常時、GPSプロッター及びレーダーにより自船の位置を確認すること。